

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	公共用歩廊等の道路内における建築許可	
根拠法令・条項	建築基準法第44条第1項第4号	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	アーケードの取扱いについては「昭和30年2月1日付国消発第72号、住発第5号、警察庁発備第2号」通達を本市の審査基準と定め審査を行う。 道路の上空に設ける通路の取り扱い等については「平成30年7月11日付警察庁乙交発第5号、消防予第411号、国住指第1198号、国住街第77号」技術的基準を本市の審査基準と定め審査を行う。 また、建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについては「昭和46年10月11日付道政発第107号」「昭和47年1月22日付46住指発第904号」通達を本市の審査基準と定め審査を行う。 なお、その他については、許可の性質上個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないので、法令の規定どおりとする。	
標準処理期間	標準処理期間	許可については、60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	